

「農家のパーティ」ロゴマーク使用取扱要綱

〔平成29年 8 月 4 日〕
市 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市農業ブランドのブランドネーム「農家のパーティ」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、秋田市「農家のパーティ」ロゴマーク取扱基準（以下「取扱基準」という。）のとおりとする。

(権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、秋田市に帰属する。

(使用申請)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、「農家のパーティ」ロゴマーク使用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）および見本、図案等を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 新聞社、テレビ局、出版社その他の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 報道関係機関以外の者が機関紙、地域広報紙等に使用する場合であって、市長がその使用の目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が申請を要しないと認める場合

(申請の基準)

第5条 市長は、ロゴマークの使用の目的、内容等が、本市の農業の活性化又はイメージアップ等に寄与するものであって、次の各号のいずれかに該当する場合に、ロゴマークの使用を許可するものとする。

- (1) 秋田市「農家のパーティ」認定プロジェクトに関するものであること。

(2) 秋田市地産地消推進店が行う業務に関するものであること。

(3) その他市長が認めるものであること。

(使用の許可等)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請書を受理した日から30日以内にその可否を決定し、使用を許可する場合は「農家のパーティ」ロゴマーク使用許可決定通知書（様式第2号）により、使用を許可しない場合は「農家のパーティ」ロゴマーク使用不許可決定通知書（様式第3号）により、当該申請書を提出した者に対し通知するものとする。

2 市長は、ロゴマークの適正な管理のために必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の許可の制限)

第7条 市長は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しないものとする。

(1) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合

(2) 市の信用および品位を害すると認められる場合

(3) 特定の宗教もしくは政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められる場合

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団および暴力団員ならびにこれらのものと密接な関係を有する者であると認められる者が使用する場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用が不相当と認められる場合

(遵守事項)

第8条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークは取扱基準に基づいて使用すること。

(2) ロゴマークを使用して商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(使用の許可の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1) 使用の許可の内容もしくはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 使用の申請の内容に虚偽又は不正があったとき。

(3) 第7条各号のいずれかの規定に該当することが明らかになったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任において必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月4日から施行する。